

株式会社ウィルコムに対する再生支援の完了について

2010年11月30日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、2010年3月12日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い支援を行ってまいりましたが、今般、対象事業者の会社更生手続（東京地方裁判所平成22年（ミ）第6号）において、同裁判所より更生計画の認可決定がなされたことから、法第34条第1項に規定するすべての再生支援を完了しました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社ウィルコム

2. 買取決定等にかかる債権の買取価格

本件では法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行ったため、債権の買取はございません。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、金融機関、スポンサー、対象事業者等の関係者調整に関与することで対象事業者の支援を行いました。

以上